

所得金額の計算方法

①所得の種類ごとの所得金額の計算方法は次のとおりです。

●障害年金、遺族年金は非課税所得ですので、所得には含みません。

所得の種類	所得金額（非課税所得は含みません。）
利子所得	利子収入額と同額
配当所得	収入金額－株式等の取得に要した負債の利子
不動産所得	総収入金額－必要経費
事業所得	総収入金額－必要経費
譲渡所得	総収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額
給与所得	収入金額－給与所得控除額
退職所得	●特定役員退職手当以外の場合：（収入金額－退職所得控除額）× 1 / 2 ●特定役員退職手当の場合：収入金額－退職所得控除額
山林所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
一時所得	総収入金額－支出金額－特別控除額
雑所得	●公的年金等の場合 収入金額（受け取る金額）－公的年金等控除額 ●公的年金等以外の場合 総収入金額－必要経費

※ 公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

※ 公的年金等以外とは、個人年金保険、郵便年金などです。

※ 所得金額の計算方法について、詳しくは、お近くの税務署や税務相談室にお尋ねください。

②収入が公的年金等または給与の場合の具体的な所得金額の計算方法は次のとおりです。

◇収入が公的年金等の場合

「公的年金等にかかる雑所得の金額」＝「その年に受け取る年金額（※）」－「公的年金等控除額」

●公的年金等控除額は、下表のように年齢と受け取る年金額に応じて異なります。

※「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の年金の合計額です。

年金を受け取る人の年齢	受け取る年金額（A）	公的年金等控除額
65歳未満	130万円未満	70万円
	130万円以上 410万円未満	(A) × 25% + 37万5千円
	410万円以上 770万円未満	(A) × 15% + 78万5千円
	770万円以上	(A) × 5% + 155万5千円

65歳以上	330万円未満	120万円
	330万円以上410万円未満	(A) × 25% + 37万5千円
	410万円以上770万円未満	(A) × 15% + 78万5千円
	770万円以上	(A) × 5% + 155万5千円

《計算例》
65歳未満の方で受け取る年金額が80万円の場合
80万円 - 70万円 = 10万円
(受け取る年金額) (公的年金等控除額) (申告書に記入する年間所得の見積額)

◇収入が給与の場合

「給与所得の金額」 = 「給与の収入金額」 - 「給与所得控除額」

●給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額 (B)	給与所得控除額
180万円以下	(B) × 40%
	上記金額が65万円に満たない場合は65万円
180万円超360万円以下	(B) × 30% + 18万円
360万円超660万円以下	(B) × 20% + 54万円
660万円超1,000万円以下	(B) × 10% + 120万円
1,000万円超	220万円

《計算例》
給与の収入金額が90万円の場合
90万円 - 65万円 = 25万円
(給与の収入金額) (給与所得控除額) (申告書に記入する年間所得の見積額)